

# 海域レジャー提供業者の皆様へ

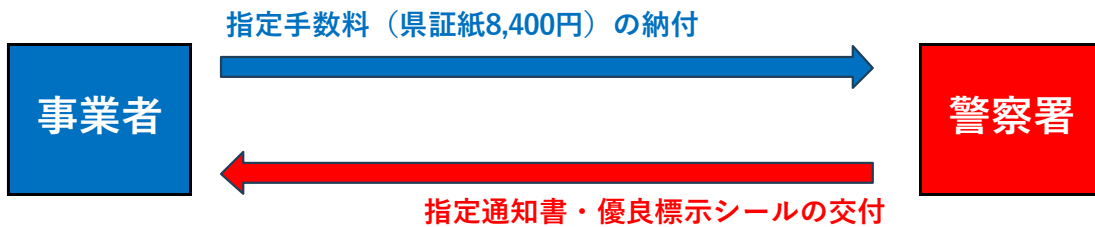
令和8年4月1日から、安全対策優良海域レジャー提供業者（通称「マル優」）の手数料の納付方法が変更になります。



## R8.3.31までに申請した場合

### 【指定通知書等受取り時】

審査で基準に適合し、警察署で指定通知書と優良標示シールを受取る時に**指定手数料**（県証紙8,400円）を納付



**変更**

手数料を「申請時（申出書提出時）」と「指定通知書等受取り時」の2回に分けて納付することになります。

**納付する手数料の総額に変更はありません**

## R8.4.1以降に申請した場合

### 【申請時（申出書提出時）】

警察署に申出書を提出する時に**審査手数料**（県証紙8,000円）を納付



### 【指定通知書等受取り時】

審査で基準に適合し、警察署で指定通知書と優良標示シールを受取る時に**交付手数料**（県証紙400円）を納付

